

「別居・離婚後の共同養育について支援を求める」に関する陳情

〔願意〕

別居・離婚後の共同養育の支援について、実施されていけば積極的に、されていなければ促進するために検討してください。

---

---

---

---

〔理由〕

子どもは両親から生まれます。両親から愛情を受ける権利があります。両親の事情に関わらずそれは変わりません。

養育費・婚姻費用の算定表はありますが、面会交流には指標がなく計画の義務化ありません。

静岡県浜松市での面会交流支援の取り組みや、兵庫県明石市では、子ども養育に関する専門窓口、養育費・面会交流の支援施策があります。

両親が子どもに関わることで児童虐待の抑止にもなり、人権侵害の防止にもなります。

船橋市において、実施されていけば積極的に、されていなければ促進するために検討してください。例えば面会交流にアンデルセン公園を無料化する方法など考えられます。